

宮城テニスコート・宮城相撲場の利用料金減免について

平成 29 年 3 月 30 日

【県立都市公園条例第 12 条の 2 第 6 項】

1 「前項に規定するもののほか、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。」について、その基準を宮城県総合運動公園に準じ定めるもの。

(1) 団体利用

	利用料金減免する場合	減免割合
1	国又は地方公共団体が主催して利用する場合。	三割
2	県内の小学校、中学校及び高等学校が児童又は生徒のために利用する場合。	五割
3	中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が総合体育大会のために利用する場合。	五割
4	県教育委員会が主催してスポーツに関することに利用する場合。	十割
5	県が国民体育大会及び県民体育大会のために利用する場合。	十割
6	国際競技大会及び国民体育大会に参加する県内の選手強化のため、責任者の監督の下に利用する場合。	十割

2 県立都市公園条例に規定するもののほか、利用料金を免除するものは下記のとおりとする。

(1)あらかじめ知事の承認を受けた基準(貸切利用)

	利用料金を減免する場合(アマチュアスポーツに利用する場合に限る。)	減免割合
1	障害者団体が主催する事業及び大会で利用する場合(介護者を含む)。	十割
2	国民体育大会強化指定選手の強化のため、当該指定選手が責任者の監督の下に利用するとき	五割

(2)あらかじめ知事の承認を受けた基準(個人利用)

	利用料金を減免する場合(アマチュアスポーツに利用する場合に限る。)	減免割合
1	次の(ア)から(オ)に掲げる者の利用料金	十割
2	競技力向上を目指している学校部活動の指導者が児童生徒を引率した場合の指導者本人の利用料金(指導者が自ら利用する場合を除く)	十割

備考

(ア)身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。)及びその者の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者の介護者(一人に限る。)が利用する場合

(イ)知的障害者(児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者であると判定された者に対して交付される療育手帳を有する者をいう。)及びその介護者(一人に限る。)が利用する場合

(ウ)精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)及びその者の精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者の介護者(一人に限る。)が利用する場合

(エ)戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳の保持者

(オ)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条に規定する被爆者健康手帳の保持者

3 施行日 平成29年4月1日